

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成22年12月27日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- (1) 広島県のホームページ上で明示されている「平成19年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況」（以下「本件運用状況」という。）の資料のうち、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」（知事，公営企業の管理者及び行政委員会）中，整理番号「6259」に係る記述内容について，「（前略）歩道区間（6区間）に係る施行時期及び当該施行の内容」と表示されていることから，当該「施行」という誤った表示にした根拠を具体的に確認できる文書（以下「本件請求文書」という。）
- (2) (1) の行政文書開示請求（申出）の処理状況の番号「6259」に対応する行政文書開示請求書（以下「別件請求文書」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年1月7日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は、別件請求文書について、行政文書部分開示決定を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成23年2月7日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求文書を不当に不開示にしたものである。

「施工」ではなく、「施行」という誤った表示にした根拠を具体的に確認できる文書（例えば、当該表示にすることを承認した決裁文書を含む。）は当然に作成されていると思料されることから、本件請求文書を速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第25条及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第48条において、「知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。」と規定されていることを受け、当実施機関において、年度ごとに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を作成し、広島県のホームページ等で公表している。

本件運用状況の内容は、行政文書開示制度の運用状況、情報提供の状況、個人情報保護制度の運用状況及び広島県情報公開・個人情報保護審査会の状況のほか、資料として、行政文書開示請求（申出）の処理状況等を記載しており、本件請求は、資料のうち、行政文書開示請求（申出）の処理状況の項目に記載されていた内容に係るものである。

- 2 本件運用状況の行政文書開示請求（申出）の処理状況の項目においては、行政文書開示請求（申出）ごとに内容等が一覧となっており、開示請求等の年月日のほか、対象となる行政文書の件名又は請求（申出）内容等が記載されている。

本件請求で指摘されている、整理番号6259の「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容は、本来は、「(前略) 歩道区間（6区間）に係る施工時期及び当該施工の内容」と記載すべきところ、誤って「(前略) 歩道区間（6区間）に係る施行時期及び当該施行の内容」と記載したものである。これは、本件運用状況の作成時における漢字誤りであって、この誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない。

また、本件運用状況を作成するに当たり、案文の決裁を得るために当実施機関の担当者が作成した起案文書には、整理番号6259の記載内容を「(前略) 歩道区間（6区間）に係る施行時期及び当該施行の内容」とすることの根拠等は記載されていない。

以上のことから、本件請求文書を不開示（不存在）とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、実施機関が広島県のホームページで公表している本件運用状況について、「行政文書開示請求（申出）の処理状況」における「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容の一部を「(前略) 歩道区間（6区間）に係る施行時期及び当該施行の内容」と表示したことに関し、当該「施行」という誤った表示にした根拠を

具体的に確認できる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求文書を保有していないとして本件処分を行ったため、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る「行政文書の件名又は請求（申出）内容」欄の記載内容の一部を「施行」と表示した理由について、本来「施工」と記載すべきところ、漢字誤りにより「施行」と記載したものであり、当該誤りに関して根拠等を記述した文書は作成していない旨説明する。

当該「施行」との表記が漢字誤りである以上、実施機関が当該誤字を認識しながら本件運用状況を作成・公表するとは考え難く、誤字であれば正しい漢字に訂正するのが通常であるから、認識していなかった漢字誤りに関してその根拠等を記述した文書は作成していないとの実施機関の説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

なお、本件運用状況の案文について何う起案文書を当審査会で見分したところ、「(前略) 歩道区間（6区間）に係る施行時期及び当該施行の内容」との記載内容について「施行」という文言を用いる根拠等は記載されていないことを確認した。

したがって、実施機関が本件請求文書を保有していないとして行った本件処分は妥当である。

3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 3. 31	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 6. 6	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 6. 11	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
30. 10. 5 (平成30年度第6回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授